平成２７年（フ）第１６７１号
横浜市緑区十日市場町842番地１　グリーンヒルホームズ103号
債務者　齋藤　なつ
１　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６８４号
横浜市磯子区磯子３丁目６番１―1224号
債務者　西山　晃弘
１　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６３号
釧路市星が浦大通３丁目４番８号
債務者　横山　桂大
１　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月７日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第７５５号
東京都八王子市別所１丁目48番地１　３―206
債務者　黒川　真吾
１　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月４日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４８２号
静岡県焼津市五ケ堀之内750番地　ぱーくたうんルナⅢ202号室
債務者　天野知恵子
１　決定年月日時　平成27年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７２号
岡山県加賀郡吉備中央町円城３番地
債務者　尾崎　和夫
１　決定年月日時　平成27年10月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６２４号
神奈川県中郡二宮町二宮738―７
債務者　足立　時夫
１　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４１５号
静岡県磐田市上本郷1021番地６　本郷コーポＢ―105号室
債務者　小澤　篤子（旧姓白井）
１　決定年月日時　平成27年10月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８５２２号
東京都葛飾区細田４丁目４―７　メゾンエトワールＡ103
債務者　大附奈緒美
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８６３５号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎708―47―101
債務者　有村賢一郎
１　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２９号
神奈川県大和市福田２丁目34番地１　第２表ハイツ101
債務者　田中　則子（旧姓穴澤）
１　決定年月日時　平成27年10月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５５９号
千葉市緑区平川町1110番地
破産者　日暮　敏明
１　決定年月日　平成27年９月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２８号
千葉県市原市青葉台８丁目１番地　ガーデンコート姉ヶ崎２番館903
破産者　川本堅二こと　李　　堅二
１　決定年月日　平成27年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４２号
千葉県船橋市海神町西１丁目1110番地１―１棟103号
破産者　東洋建工株式会社
１　決定年月日　平成27年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４３号
鹿児島県指宿市西方2197番地４
破産者　五反田　勇
１　決定年月日　平成27年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５７２号
東京都葛飾区奥戸４丁目11番７号　長谷川方
破産者　正木　茂雄
１　決定年月日　平成27年10月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１１００号
千葉県市川市宮久保３丁目34番８号（エステート宮久保Ａ棟101号）
破産者　大木　直人
１　決定年月日　平成27年10月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係